

平成 26 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成26年 3 月 5 日 開会

平成26年 3 月13日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第4号 平成26年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第8号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第11号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第12号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第13号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第14号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 宝達志水町子ども・子育て会議条例について
- 議案第23号 宝達志水町防災行政無線の設置及び管理に関する条例について
- 議案第24号 宝達志水町防災多目的広場条例について
- 議案第25号 宝達志水町生活安全条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第29号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について
- 議案第30号 町道路線の廃止について

議案第31号 町道路線の認定について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第1号 専決処分の報告について

専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）

報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）

発議第1号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について

発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について

平成26年 3 月 5 日（水曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	11 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	12 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	13 番	北 信 幸
6 番	宮 本 満	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 岡 田 正 人
主 任 燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
保 健 予 防 課 長	中 村 努

産業振興課長	近岡和良
ふるさと振興室長	村井仁志
地域整備課長	谷川弘一
学校教育課長	田村淳一
生涯学習課長	村井伸行
会計課長	林谷茂和
志雄病院事務局長	高畠信夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第4号 平成26年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第6号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第7号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第8号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第9号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第10 議案第10号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第11号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第12号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第13号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第14号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第15号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第16号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第17	議案第17号	平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第18号	平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第19号	平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第20号	平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第21号	平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第22号	宝達志水町子ども・子育て会議条例について
日程第23	議案第23号	宝達志水町防災行政無線の設置及び管理に関する条例について
日程第24	議案第24号	宝達志水町防災多目的広場条例について
日程第25	議案第25号	宝達志水町生活安全条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第26号	宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第27号	宝達志水町課制条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第28号	羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更について
日程第29	議案第29号	石川縣市町議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について
日程第30	議案第30号	町道路線の廃止について
日程第31	議案第31号	町道路線の認定について
日程第32	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第34	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第35	報告第1号	専決処分の報告について 専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）
日程第36	報告第2号	専決処分の報告について

専決第 1 号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解する
ることについて）

- 日程第37 発議第 1 号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第38 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第39 諮問案件の採決
- 日程第40 議案に対する質疑
- 日程第41 発議第 1 号の討論・採決
- 日程第42 町政一般についての質問
- 日程第43 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成26年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、2番 實達典久君、1番 杉本久実男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、これからの勤労青年教育のあり方に関する陳情書をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成25年12月分及び平成26年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第４号 平成26年度宝達志水町一般会計予算から発議第１号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成26年第１回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会にあたりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただきます。

まず、先月18日、ソチ冬季オリンピックの男子フリースタイルスキー・ハーフパイプ競技に、本町敷浪出身の津田健太朗選手が出場いたしました。冬のオリンピック出場は石川県出身者では初めてであり、夏の大会を含めると本町では、昭和７年のロサンゼルスオリンピックで走り高跳びに出場した広橋百合子選手、平成４年のバルセロナ及び平成８年のアトランタオリンピックの２度にわたり、バレーボール競技に出場した中村和美選手に次ぐ快挙であります。

また、今回から新種目となったこの競技に、初の日本代表としても出場した津田選手は、２回の試技に挑むも力及ばず、決勝での活躍は後輩に託すことになりました。しかしながら、皆さんの熱い声援を受け、世界の大舞台で何度も高く舞い上がるその姿は、私たちに勇気と希望、そして感動を与えてくれました。

オリンピック出場という快挙は、選手自身や御家族、そして関係者の絶え間ない努力がもたらした成果であり、宝達志水町民の大きな誇りであるとともに、全国に宝達志水町の名を大きくアピールしてくれたものと思っております。津田選手におかれましては、かけがえのないこの大きな経験をもとに、さらなる活躍を期待するものであります。

さて、早いもので平成25年度もあと残すところ20日余りとなりました。合併して丸９年を経過し、いよいよ10年の節目の年に入っております。私にとりまして、昨年３月の町長選におきまして無投票当選により２期目の舵取りの榮譽をいただきました。この皆様からの信頼と御期待にお応えするため、決意を新たにするとともに、我がふるさとと胸を張

れる町づくりの実現のため、誠心誠意取り組んできたところであります。

この間、国の状況を見てみますと、デフレによる長引く景気の伸び悩みや雇用環境の悪化など社会経済の閉塞感が続いておりましたが、政権交代が行われた後、株高や円高、デフレ脱却に向けた取り組みが進み、景気も回復傾向にあります。

こうした中、宝達志水町におきましては、準通年型でスタートした平成25年度当初予算を6月補正で肉付けして予算執行に取り組み、特に町民生活の安全と安心のために取り組んだ防災行政無線の整備は今月中に完成する見込みであります。また、宝達中学校の建設に着手することもできるなど、宝達志水町の発展のため、一步ずつではありますが着実に前進ができたものと考えております。

先ほども触れましたが、平成26年度は合併10周年ということだけでなく、宝達志水町の新たな時代に向けての節目となり、大変重要な年になると考えております。これまで町政運営が正しく執行されているか、また機能しているか、御指導いただきました議会の皆様や各種団体の皆様、そして町民の皆様からの御理解と御協力に感謝しながら、今後の10年に向け、平成26年度が安全で安心な町づくりを基本として、更なる向上のための1年となるよう取り組んでまいりますので、御支援、御協力をお願い申し上げる次第であります。

続きまして、予算編成の概要について申し上げます。

平成26年度の政府予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指した予算であり、また社会保障・税一体改革を実現する最初の予算であることから、消費税増収分を活用し、社会保障の充実と安定化を図ることとしております。

このような中で、平成26年度の地方財政計画は、地方交付税等の一般財源総額について平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保することとしております。

本町の置かれている現状では、平成26年度をもって普通交付税の合併算定替えが終了し、段階的縮小により一般財源が減少する局面を迎えることになります。このため平成26年度予算については、引き続き行財政改革による財政健全化の推進を柱とし、宝達中学校の平成27年4月の開校に向け万全を期すとともに、自主防災組織育成などの防災対策、地方消費税増収分を活用した保健・医療・介護・福祉の充実、生活の基盤を守る住環境の整備、将来を担う人材の育成や教育の充実を目指し、予算編成を行ったところであります。

その結果、町の会計別予算規模では、一般会計を93億2,000万円と定め、国民健康保険や介護保険などの5つの特別会計及び下水道事業などの3つの企業会計を合わせた町予算の総額は、前年度比12.4%増の166億2,401万1,000円と定めたところであります。

それでは、今回御提案する全9会計を通じて、当初予算に盛り込みました主要な施策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い、順次御説明いたします。

第1点目として、「総合的なまちづくりの推進」についてであります。

町民と行政とが協働した地域づくりを進めていく体制を構築していく上で、町行政全般の施策、計画及び各種事業などの情報を積極的に発信する広報活動として、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ番組の充実を図るとともに、町民の意見、提言等に対し耳を傾ける広聴活動を引き続き実施していくものであります。

また、平成27年3月1日に合併10周年を迎えることから、この節目に記念式典及び記念講演等を実施するものであります。

更に、住民と一体感を持って盛り上げていくため、町民が主体となって行う事業に「合併10周年記念事業」の名称をつけていただく冠事業を募集することや、町広報の合併10周年記念号の発行、ホームページのリニューアルもあわせて実施し、宝達志水町合併10周年を広くPRしてまいります。

第2点目は、「生活環境の整備」についてであります。

公共交通の利便性向上策として、交通弱者に欠かせないサービスとなっているデマンドタクシーの運行を継続して運行委託してまいります。また、今年度は宝達中学校に導入するスクールバスの空き時間を町民の皆様にも有効活用できるよう、町における公共交通の実態を把握するとともに、住民ニーズの把握を踏まえて課題を抽出し、車両、人材、運行ノウハウなどの町内交通資源を活かした公共交通体系の再編計画を立案することを目的とした調査を行います。

衛生環境の充実策としては、廃棄物減量化と資源の有効利用の普及啓蒙を継続して行い、公衆衛生の向上と快適な環境づくりを推進することとしております。

防災・消防対策の充実については、3月に完成する防災行政無線の安定的な運用のための総合防災訓練の実施や防災士の育成、新たに集落等の自主防災組織への活動経費の助成をすることで、より一層の防災力の向上を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる町づくりを目指すものであります。

第3点目として「保健・医療・福祉の充実」についてであります。

本町の高齢化率は石川県平均より5.5ポイント高く、一方、平成25年度の出生見込み数は65人程度と見込まれることから、少子高齢化対策は最も重要な施策の一つであります。

そのため、母子保健の充実においては、任意予防接種であるインフルエンザ予防接種、

風疹ワクチン接種、乳児のロタウイルスワクチンや、定期接種以外の小児肺炎球菌のワクチンへの助成も行っています。

予防接種事業では、従来の定期予防接種に新たに水痘・成人用肺炎球菌ワクチンを定期予防接種として追加し、住民の健康の保持・増進を図ります。

健康づくりの推進として、特定の年齢に達した人に大腸がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配付すると同時に、過去にクーポン配付を受けた人への受診勧奨を行うなど、受診行動の定着化や受診の機会を設けることで、増え続けるがんの早期発見と早期治療を目指します。

また、国民健康保険事業では、生活習慣病予防及び重症化予防対策として、保健指導を必要とする人を抽出する健診を行い、個々に応じた保健指導を実施することで、予備群の減少・重症化を予防し、被保険者の健康の保持増進を図るものであります。

医療・救急体制の充実として、昨年度から継続して取り組んでいる志雄病院の実施設計が完了する予定であり、建設に向けて大きく前進することになります。更に、医療の質の向上を目的とし、電子カルテの導入や医療機器の更新、導入も実施していく予定であります。押水クリニックについては、午前中の半日体制とし、地域のかかりつけ医としての運営を行っていますが、新志雄病院の開業に合わせて、一体化した運営の構築を検討しています。

高齢者福祉の充実としては、地域包括支援センターを中心として総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活や、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた支援を行うほか、介護予防事業として、おたっしや教室の拡充にも取り組むものであります。

介護保険制度は、第5期計画の最終年度であることから、第6期計画策定にあたり、これまでの実施状況を踏まえ、地域の実情に応じた内容を検討することといたします。

障害者福祉の充実については、障害者とその家族が自信と生きがいを持ち、地域社会で生活できるよう自立支援事業を実施し、良質な障害福祉サービスを提供します。

子育て支援策は、新たに医療機関での予防接種や保育所一時保育などに利用できる子育て応援成金の発行や、昨年度より18歳まで拡充した医療費の助成などを通じ、全ての親がゆとりを持って子育てできる町づくりを推進します。また、子ども・子育て関連3法案の成立を受け、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもと子育て家庭の支援を総合的に行うこととした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「量的拡充」と「質の改善」に

取り組みます。

第4点目として、「教育・文化・スポーツの充実」についてであります。

今年度から工事着手した統合中学校は、今年秋には工事が完了し、来年4月に宝達中学校として開校する予定であります。合併10周年の年に新しい宝達中学校が開校することは非常に喜ばしいことであります。豊かな学力とたくましい心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材育成に寄与し、町の教育力の一体化に向けた大きな一歩であります。

学校教育の充実につきましては、この他、安心・信頼が求められている教育現場をバックアップするため、県教育委員会から指導的立場となる教諭を教育委員会事務局に配属することとしております。

国際交流の推進については、平成19年度の派遣が最後となっていたオーストラリア、ヌーサとの青少年海外交流事業を再開させるほか、外国人指導助手との交流や多文化共生事業などの事業を通じて、相互の国の文化について理解を深めつつ青少年の国際感覚を養い、国際化に対応できる人材の育成を図ってまいります。

第5点目として、「産業の振興」についてであります。

本町の基幹産業となる農業の振興については、生産活動はもちろんのこと、今年度新たに加入した世界農業遺産の「里山里海」の保全及び交流人口の拡大を図るものであります。

圃場整備事業及び老朽ため池整備事業は、引き続き所要の事業費を確保し、有害鳥獣対策事業においては、被害防止用電気柵等の設置補助を継続するほか、近年農作物被害が著しいため新たにイノシシ捕獲奨励金を交付し、農業環境の保全を図るものであります。

観光の振興では、町観光協会と連携し、北陸新幹線金沢開業に向け、本町の魅力をPRし誘客につなげる観光ボランティアガイド育成事業に新たにに取り組むものであります。

第6点目として、「都市基盤の整備」についてであります。

幹線道路、生活道路の整備について、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し、事業を実施してまいります。

上水道事業では、老朽管及び石綿セメント管、配水設備の計画的な更新を実施し、水道水の安定供給に努めます。

下水道事業においては、引き続き樋川処理区である出浜地区において管渠布設工事を実施するほか、下水道と浄化槽を併用する整備手法の見直しや、汚水処理施設の統廃合の検討など、整備及び維持管理についての抜本的な見直しに取り組むものであります。

第7点目として、「行財政改革の積極的な推進」についてであります。

民間活力の活用では、老人福祉センター宝寿荘、5つの保育所と2つの子育て支援センター、勤労青少年ホーム、古墳の湯、農村環境改善センターネクサスにおいて、指定管理制度を継続してまいります。

一方、公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画を策定いたします。

企業会計においては、安定的な運営を図るため、継続して繰出金として繰り出すことといたしております。

また、本年度解散する土地開発公社保有地や遊休地についても、財源確保の観点から売却に努めていくことといたしております。

以上が平成26年度当初予算に織り込みました施策の概要であります。

一般会計予算の歳入面では、町税にあっては、地域経済の動向などを見極めて0.4%増と見込んでおります。

地方交付税については、普通交付税にあっては、平成26年度地方財政計画に基づき需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年実績を勘案し前年度比1.6%の増、特別交付税にあっては、前年度比6.8%の減と見込み、地方交付税全体では前年度比0.6%の増と見込んだところであります。

繰入金については、統合中学校建設のために、統合中学校施設整備基金からの繰入れを行うこととしております。

町債については、統合中学校建設事業債の発行が非常に大きく、前年度比80.6%の増となっております。これには財源補填の措置が大きい合併特例債を充てており、その他の町債につきましても健全化判断比率への影響が小さいものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものとして、人件費では、退職者の増により3.0%の減に、扶助費では、障害者自立支援給付事業及び保育所運営経費の増により9.8%の増、公債費では、今年度繰上償還を実施しないことから17.9%の減となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は前年度より9.1ポイントの減で、37.8%となっております。

また、普通建設事業では、宝達中学校の建設及び開校準備事業並びに道路建設事業などにより129.1%と大幅な増額となっております。

次に、特別会計予算関係について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算は、被保険者数を3,369人、世帯数を2,000戸と見込み、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むことにより、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ17億4,500万円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算は、高齢化社会が進む中であって、本町においても対象者数を対前年度比100名増の2,500人と見込み、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,375万円とするものであります。

次に、介護保険特別会計は、第5期介護保険事業計画の3年目にあたります。町内において複数の施設サービス事業所が増えたことと、居宅サービス利用の伸びから、給付費の増額が見込まれます。そこで、被保険者数を4,650人、要介護認定者数を850人と見込み、予算額を17億9,415万2,000円と定め、対前年比については0.3%の増となっております。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,245万4,000円と定め、効率的な医療サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計予算では、平成18年の一部放送開始から9年目を迎え、放送設備等で更新が必要なことから、歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度比43.1%増の1億896万円とするものであります。

次に、水道、下水道、志雄病院の公営企業会計においては、会計制度の変更に合わせ、償却制度、繰延資産、引当金等の取り扱いについて必要な見直しをしたところであります。

水道事業会計予算では、業務の予定量として、給水戸数を4,660戸、年間総給水量を125万立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き老朽管及び石綿セメント管、配水設備の計画的な更新に要する経費を計上するものであります。

下水道事業会計予算では、農業集落排水事業において、排水戸数880戸、年間総処理水量29万6,000立方メートル、公共下水道事業において、排水戸数を2,720戸、年間総処理水量82万2,000立方メートル、浄化槽事業においては、排水戸数70戸、年間総処理水量を1万8,250立方メートルとそれぞれ見込んだところであります。

最後に、国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量で病床数100床、年間入院患者数2万9,930人、年間外来患者数4万7,600人とそれぞれ見込んでおります。事業については、地域医療の持続的な提供と地域住民の健康と医療の確保を図るため、新病院建設に向けた所要の経費を計上いたしましたところであります。

以上が、議案第4号から議案第12号までの、平成26年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成25年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第13号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,043万3,000円を減額し、総額を97億

9,049万1,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容は、総務費では、早期退職者が増加したことなどから職員人件費において退職手当組合負担金を追加するものであります。

民生費においては、障害者自立支援給付事業費国庫負担金返還金の追加と、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

土木費では、先の国会にて成立した「好循環実現のための経済対策」として、防災・安全対策に係る経費の追加に呼応した国の補正予算を受け、橋梁工事及び道路施設総点検業務を追加するほか、下水道事業会計繰出金を減額するものであります。

消防費では、志賀原子力発電所から概ね半径30キロ圏内にある緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZにある自治体において、拠点集合場所を整備する経費を追加するものであります。これは、原子力災害が発生した場合に、既存施設内を放射性物質及び放射線から防護し、避難体制が整うまでの間、要支援者等が一時避難できる場所を改修するための経費であります。その他、事業の実績によって精算するもの及び財源の組み替えであります。

次に、歳入予算については、町税等のほか国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

繰越明許費であります。前述した消防費の原子力災害対策施設整備事業や、災害復旧費の農業施設災害復旧事業など、年度内に事業が終わらない見込みであることから、適切な予算執行を図るために次年度へ繰越するものであります。

次に、議案第14号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第15号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）、議案第18号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の5つの特別会計補正予算については、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

また、議案第19号 平成25年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第20号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第21号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）の3つの事業会計補正予算についても、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第22号 宝達志水町子ども・子育て会議条例についてであります。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、この3法に基づき、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートする予定であります。本町では、住民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画を平成26年度に策定することとしており、本案は、その計画策定にあたり、広く意見を聞くための合議制機関として子ども・子育て会議を設置することについて、必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町防災行政無線の設置及び管理に関する条例についてであります。

本案は、防災行政無線の整備に伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を条例で定めるものであります。この防災行政無線の設置によりまして、災害発生時など緊急時における通報や広報活動を迅速かつ正確に行うことができることから、後ほど申し上げます組織の見直しと併せ、防災体制の充実に向けた取り組みになお一層、力を注いでまいりたいと考えております。

次に、議案第24号 宝達志水町防災多目的広場条例についてであります。

本案は、旧相見保育所跡地に防災多目的広場を整備することに伴い、その設置及び管理に関し必要な事項を条例で定めるものであります。非常時には住民の避難場所として、また平常時には地域住民の憩いの場として活用されることを期待するものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町生活安全条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、犯罪被害者等の支援のため、死亡又は重篤な傷害を受けた犯罪被害者に対し、見舞金を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第1次宝達志水町総合計画に基づき、老朽化が進む町営住宅は順次、取り壊すこととしており、今般、今池団地の一部の取り壊しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、効率的な町政を推進するため、組織の見直しをするものであります。

その内容といたしましては、大きく分けて4点あります。まず、災害対応を強化するた

め、環境安全課を廃止し、防災担当部署を総務課に設けてその対応にあたらせることといたします。次に、地域振興策の推進と第2次総合計画策定を一体的に取り組むべく、企画、ふるさと振興、商工観光部門を統合した企画振興課を新たに設けます。次に、福祉業務の窓口一元化を図るため、保健予防課を廃止し、健康福祉課にそれらの機能を集約するものであります。次に、産業振興課の名称を農林水産課に改めるものであります。

この課制条例の一部改正に併せて、組織規則の見直しを行うこととしており、環境安全課の廃止に伴いまして、環境衛生部門を住民課に移すとともに、防災関係担当部署として総務課内に危機管理室を設けることにより、防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。また、企画振興課の新設に伴い、ふるさと振興室を廃止するとともに、総務課の企画係を企画振興課に、また統計係を情報推進課にそれぞれ移し、効率的な組織運営に取り組んでまいります。この他、住民課の児童福祉係を健康福祉課に移すとともに、同課にこども家庭室を設け、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、課制条例の一部改正に伴いまして、関係条例において課名の変更や事務の所管替えについて所要の改正を行っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っています。

次に、議案第28号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更についてであります。

本案は、羽咋郡市広域圏事務組合の経費の支弁方法のうち、病院費に係る分担金の賦課方法及び割合について、公立羽咋病院の施設の整備拡充を機に変更するものであります。

次に、議案第29号 石川縣市町議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてであります。

本案は、石川縣市町議会議員公務災害補償等組合を組織する団体に、新たに石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合及び石川縣市町村消防賞じゅつ金組合の2団体を加えるものであります。

次に、議案第30号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、石川県へ移管する町道北川尻紺屋町線及び町道竹生野5号線の2路線を廃止することについて、道路法の規定に基づき議決を賜りたいとするものであります。

次に、議案第31号 町道路線の認定についてであります。

本案については、石川県から町へ移管される町道竹生野河原線など3路線を新たに町道に認定するため、道路法の規定に基づき議決を賜りたいとするものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号までは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては、本年6月30日をもって任期満了となる3名の人権擁護委員のうち、宝達志水町出浜の宇野 哲氏、そして宝達志水町菅原の國井 勤氏のお2人を再任いたしたく、また、宝達志水町子浦の志尾明男氏の後任として、新たに宝達志水町子浦の井上由美子氏を法務大臣に推薦いたしたく、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えます志尾明男氏におかれましては、これまで人権擁護委員として人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

次に、報告第1号及び報告第2号については、いずれも損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告であります。

報告第1号につきましては、公用車による追突事故に係る損害賠償事件に関し、相手方2人に対する損害賠償金43万73円の支払いと和解することについて専決処分したものであります。

また、報告第2号につきましては、町道での車両横転事故に係る損害賠償事件に関し、損害賠償金6万1,800円の支払いと和解することについて専決処分したものであります。

いずれも、議会において専決処分事項に指定されている損害賠償額の範囲内でありましたので、専決処分したことにつき、地方自治法の規定により報告するものあります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切な決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 次に、10番 北本俊一君。

〔10番 北本俊一君 登壇〕

○10番（北本俊一君） 発議第1号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について提案理由の説明をさせていただきます。

御承知のように羽咋郡市広域圏事務組合の議員定数は現在12名でございますが、この議員定数に関しては当組合において数年来、議会運営委員会、議会全員協議会において見直しの審議、検討がなされてきたところでございます。

去る平成25年11月27日開催の第18回当組合議会運営委員会及び第3回議会全員協議会におきまして慎重審議され、議員各位の賛同がなされたところであります。その内容につきましては、議員定数12名を15名とし、構成市町それぞれ1名ずつ増員したいとするものであります。

当組合におきましては、今後実施すべき事業が山積しております。この先、着工予定の

埋立処分場建設及び既設埋立処分場閉鎖工事、老朽化の著しい羽咋斎場及び志賀斎場に代わる火葬場の建設事業、消防本部庁舎の改築、消防の広域化推進など、いずれも圏域住民の安全・安心に欠くことのできない事業ばかりでございます。

このような大きな事業を推進していく上で、議会に期待される役割は多大なものがあると思います。今、議会を活発化することにより、圏域住民の負託に応えていきたいと本案を提出した次第でございます。

以上、提案の趣旨を申し述べましたが、議員各位の理解をいただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。諮問第１号から諮問第３号までの諮問３件は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第１号から諮問第３号までの諮問３件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎諮問案件の採決

○議長（守田幸則君） これより採決を行います。

諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、諮問第２号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎発議第1号の討論・採決

○議長（守田幸則君） 次に、発議第1号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更については、先に討論・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は先に討論・採決することを決定いたしました。

発議第1号について討論を行います。

討論はありますか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 発議第1号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更についての反対討論を行います。

中身は、12名の広域圏の議員定数を15名にするということでありました。説明では、なぜ12名を15名に増やすのかの説明が不十分でした。12名で解決できないものが、なぜ15名

で解決できると判断されるのか、そして、審議回数を増やして解決することを考えなかったのかどうか、その説明がされていません。よって、これに対して反対するものであります。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） まず初めに、この3月をもって退職されます職員の方々、長い間、行政のために御尽力いただきました。誠にありがとうございました。今後は健康に十分留意され、これまでの知識を生かし、地域や町の発展に御尽力いただきますようお願いしたいと存じます。

それでは、一般質問に入ります。

国は抜本的な鳥獣捕獲強化対策を決定し、10年後までにイノシシと鹿の生息数半減を目標に掲げ、平成26年度から本格実施するとしております。

本町におきましても、イノシシによる農作物被害が深刻化しています。今後の鳥獣被害対策について質問をいたします。

イノシシ侵入防止対策について、本町では平成24年度から電気柵を設置し、農地への進入防止を図ってきました。今後、深刻化する農産物被害に遭った集落に対して、従前にも増した財政支援が求められるが、どのように対処されるのでしょうか。

イノシシの捕獲には、銃による捕獲とわなによる捕獲があります。捕獲者を増やすことによって、捕獲数の増大につながると思いますが、被害が深刻化する中で、自衛のために狩猟免許を取得する農業者が、免許更新手続などの負担感などもあって1頭も捕獲しないまま免許更新を断念する人も多くあると聞きますが、本町の狩猟免許取得者、狩猟者登録者の現状はどうか。また、捕獲者や狩猟者は十分確保されているのか、今まで以上に養成する必要はないのか、狩猟免許取得にあたって取得支援する考えはないか。

また、捕獲には銃に比べ箱わなが簡素であり、箱わなの整備も必要であるが、箱わなは足りているのだろうか。

この度提案されましたイノシシ捕獲奨励金制度について、制度創設の背景は何か。奨励金交付の詳細を定める、例えば「交付要綱」の制定が必要と思うが、どのようにお考えなのでしょうか。

イノシシ被害防止対策は、集落ぐるみで行うことが最も有効とされております。本町においても急増するイノシシ被害を調査、研究し、より有効な対策を講じなければなりません。鳥獣被害は直接的な農産物の損害だけではなく、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の要因にもつながり、農家に深刻な影響を与えており、鳥獣被害対策を急がなければなりません。町の方針をお聞きいたします。

次に、主要地方道高岡羽咋線の整備についてお尋ねいたします。

主要地方道高岡羽咋線は、羽咋市新保町から当町を経て高岡市に至る道路であります。本町にとっては国道159号と249号を結ぶ重要な幹線道路であり、通勤や通学に利用する町民も多く、特に南羽咋駅を利用する通勤者、あるいは高校への通学者にとって大きな役割を担っております。

このような中で、羽咋市新保町地内から本町荻市集落までの約1キロの間は、歩道もなく、街灯や防犯灯も整備されておられません。交通弱者と言われる自転車利用の社会人や高校生たちが、暗闇の中を、通行する車や自転車のわずかな明かりを頼りに、車道とも路肩とも見分けのつかないところを走行しております。このような危険な道路で、今まで大事

故や事件が発生しなかったことがせめてもの救いであります。

この道路の管理者は石川県といたしましても、町にとっては東西を結ぶ極めて重要な道路であり、隣接する羽咋市と話し合った上で、県に対し、歩道及び総合的な安全対策について事業採択に向けた要望をお願いしたいと存じます。

そこで、以下について町の方針をお聞きいたします。

まず、羽咋市新保地内から本町荻市集落までの防犯灯設置等の防犯対策について、どのようにお考えでしょうか。

次に、自転車利用者の安全性を第一とした自転車の通行環境の整備は急務であると思いますが、お考えをお聞きいたします。

最後に、今後の道路全体の整備計画についてお考えをお聞きし、質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町におけるイノシシによる被害でございますが、中山間地域を中心として、平成19年度から年々増加しております。今年度の被害面積、約4ヘクタールにも及んでおりまして、大変深刻な問題だということは十分認識いたしております。

その対策といたしまして、平成24年度から農地への侵入防止のため、集落等に対しまして電気柵等の設置補助金を交付して支援をしておりますところでございます。設置延長は平成24年度に10キロメートル、平成25年度には32キロと年々増えておりまして、電気柵を設置した地域においてはイノシシ被害がほとんどないというような状況と聞いております。

しかしながら、電気柵が未設置の地区においては、今後、被害が発生する可能性も高いことから、まず、農業被害をいかに食い止めるかということが先決であろうと考えておりまして、平成26年度は電気柵の設置補助金の限度額を増額し、また設置しやすいように更なる支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、今後の対策といたしましては、一町として取り組むには限界がございます。生息環境や出没状況などを把握しまして、国や県からの指導も含めて、宝達山系関係市町とも連携し、また協議しながら、その対策を講じていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

次に、イノシシの捕獲についてでありますけれども、現在、猟友会の会員を中心にイノシシの捕獲及び駆除をしていただいております。近年、本町では狩猟免許を取得される

方々はおられますけれども、やはり若い世代の方々の取得が少ないということで、猟友会全体では高齢化が大変進んでおります。

狩猟免許の取得に支援する考えはないかとの御質問でございますけれども、これにつきましては、猟友会の方々とも一応相談してみたいなというふうに思っております。これは猟友会との協議の後に、どういう方向がよろしいのか、また次のステップを変えていきたいなというふうに思っております。

それから、次に、主要地方道高岡羽咋線についてでございますけれども、この道路は住民の方々が通勤や通学に利用されておりまして、荻市から羽咋市新保地内に至る一部の区間については歩道あるいは防犯灯が設置されていないことは十分承知いたしておるところでございます。

議員御指摘のとおり、防犯対策等の必要性は感じているところでございますけれども、現在のところ、道路の管理主体が石川県、県道ということでもありますので、それともう一つは、やはり道路照明等の設置それから歩道整備の計画は現在されておられません。それでもう一つは、当該地域につきましては羽咋市の地籍ということもありますので、今後、県の中能登土木事務所、あるいは羽咋市等も交えまして、一応協議してまいりたいなというふうに思っております。

それから、次に、道路全体の整備計画についての御質問でございますけれども、新保跨線橋の架替え工事が来年度以降、一応予定されております。それに合わせまして、前後それぞれ100メートルの区間で道路改良工事を実施するというふうに伺っております。

その他、イノシシ対策の細部につきましては、担当課長のほうから御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 産業振興課長 近岡和良君。

〔産業振興課長 近岡和良君 登壇〕

○産業振興課長（近岡和良君） 柴田議員のイノシシ対策についての御質問にお答えをいたします。

電気柵の設置に対する財政支援につきましては、これまで補助金などにより支援をさせていただいておりますが、年々被害が拡大していることから、来年度は補助金の上限額を現在の10万円から20万円に倍増し、集落の負担を少しでも軽減することにしております。また、併せて国からの交付金も有効に活用しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、イノシシの捕獲についてでございますけれども、現在、本町の狩猟免許取得者は

48名でございます。そのうち21名が狩猟者登録を行っております。関係者の話によりますと、狩猟者登録を行っている方が免許の更新をされない理由として、議員御指摘の更新手続の負担感、それとその他狩猟免許におきましては、高齢者であるがゆえに銃を扱うことで安全面を考えた場合に不安であるというような声も聞かれることから、免許更新手続をされない方もいるようでございます。この現状を踏まえ、今後、狩猟者の減少が見込まれることから、狩猟者を養成する必要があると考えておりますが、今後はその手法については検討してまいりたいと思っております。

次に、箱わなの整備についてですけれども、現在、郡市有害鳥獣対策協議会では66基の捕獲おりを保有しております。そのうち30余りが本町で設置されておまして、現時点では不足はしていないものの、近年被害が拡大をしていることから今後は不足する心配もありますので、来年度、郡市協議会の予算の範囲の中で購入をする予定にしております。

次に、イノシシ捕獲奨励金制度についてであります。この捕獲奨励金制度の背景につきましては、電気柵の設置補助金同様、農作物被害を防止することと、被害の拡大は中山間地域を荒廃に追い込む可能性があることから創設する制度でございます。これまでは電気柵によりイノシシを追い払う方策を取っておりましたけれども、この制度によりまして、今後は少しでもイノシシの数を減らす方策を取り、様々な被害対策を講ずることにより、農業者の方々を支援してまいりたいと思っております。

「イノシシ捕獲奨励金交付要綱」では、奨励金の額を1頭当たり2万円と予定しており、捕獲した場合には狩猟者の方々から報告書に写真を添付していただくことで確認をする予定にしております。また、捕獲場所を確認することで、出没箇所や行動範囲なども推測されることもあり、今後のイノシシの駆除対策にも効果があると思われることから、できる限り現地のほうへも出向きたいというふうに思っております。この制度が少しでも狩猟者の方々の刺激になり、多くのイノシシの駆除及び捕獲がされることを期待するものでございます。

今後も、これまで同様、各集落の協力を仰ぎながら、石川県、郡市協議会、猟友会など関係機関と一体となり、ハード・ソフト両面から適切な被害防止対策を実施し、農家の生産意欲の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

先日行われましたソチオリンピックに、石川県出身者として初めて津田健太朗選手が出場されました。競技の日、私は役場の大集会室で多くの方と共に応援会に参加し、声援を送りました。会場は大変な盛り上がりでしたが、私はそのとき、この声援がこの町が生まれてから最も大きなものであるだろう、そして、このように多くの人を感激させる津田選手のことを本当に素晴らしく、町にとって誇らしい選手であると感じました。

スポーツは選手の懸命な姿が多くの人に感動を与える素晴らしさを持ち、また、今日においては健全な個人の人格や人間関係を形成し、心身の健康を増進するために大きな意義を持つ文化です。そこで、今回の質問は、当町のスポーツ環境にとって大きな柱である、総合型地域スポーツクラブ、宝達志水スポーツクラブについてお尋ねをいたします。

総合型地域スポーツクラブは、会員中心の自主的な運営により地域住民がスポーツに親しむ環境を整備することを主たる目的に、全国的に多くのクラブが設立されており、当町では平成22年に宝達志水スポーツクラブが設立されました。今後、より多くの人が宝スポの活動に参加することで、クラブが地域に根づいた持続的な発展をし、町民の福祉に寄与していくこと、そして、津田選手のように町に大きな感動をもたらしてくれる一流選手が再び現れることを願い、質問をいたします。

まず、宝スポの設立時に掲げられた目標をお示しになった上で、これらに関してどのような成果が得られたか把握できているかお尋ねいたします。

次に、宝スポと行政との関係についてお尋ねします。このクラブは会員の自主性、主体性が運営の理想的な姿勢であるとはいえ、地域的な事情を鑑みれば経営資源を独自に獲得していくことは恐らく困難であろうと思われます。活動の更なる充実を考えたとき、クラブに対する行政の支援や助言も充実したものであって然るべきとは考えますが、今後も、NPO法人格取得に至ってもなお、過度に行政に依存することは望ましいことではありません。宝スポと行政の健全な関係性を築いていくために、如何なるお考えをお持ちかお示してください。また、今後行政からなされる支援はどの程度の規模で、いつまで行われるのか、その目的と成果を明確にしつつ支援を行い、運営基盤の安定化にいかに関与していくのかお示してください。

次に、運営基盤安定化のために、NPO法人格取得後、体育施設の指定管理者に指定する意向があると存じますが如何でしょうか。また、その公募の際、宝スポ以外のものの応

募があった場合、如何なる対応をするのか。私としては、結果として宝スポが選ばれることが望ましいとは思いますが、町全体の利益を考えた際にどのような選定がなされるべきと考えるかお示してください。

こうした運営基盤の充実が必要なのは、宝スポが町民のニーズに応えていくため、また町民憲章に掲げられる「みんなで支え合う、魅力あるまちづくり」「健康を増進し、生きがいを持てるまちづくり」、その中で宝スポが自らの役割を果たすためです。それでは、宝スポに対して町民は如何なるものを求めているのか把握できているか。そして、今後、宝スポは町においてどのような役割を果たすべきと考えているか。例えば医療費削減のために町民健康増進を目指した意欲的な活動等が望まれますが、如何お考えかをお示ください。

以上です。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

地域総合型スポーツクラブ、「宝達志水スポーツクラブ」についての御質問でございます。

同団体は、スポーツ基本法に基づきます「民間スポーツ団体」として、平成22年度から26年度の5年間に限り助成を行って、自立していただくように支援しておったところでございます。その結果といたしまして、26年度にはNPO法人としての認可を得て、自立した団体として活動するという事になっております。

この総合型スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブであります。従来の競技型のスポーツ団体とは異なっておりまして、新しいタイプのスポーツクラブは3つの特徴を持っております。

まず1つ目は、子どもから高齢者まで、誰でも世代を超えて参加できる多世代型であることと、2つ目は、様々なスポーツを愛好する人が参加できる多種目型であること。3つ目は、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できる多志向型の3つの特徴を持っている団体でございます。

また、このクラブのメリットでございますけれども、それぞれのライフステージに応じた生きがいづくりができるということ。それから、スポーツによる健康、体力づくり。家族の触れ合いや地域の人々との交流。それから、家庭、学校、地域が連携した子どもの健

全育成。健康で生き生きとした地域づくり。スポーツ施設の有効利用が挙げられておるところでございます。

現在、このクラブは任意団体でございますが、法人化されれば個人あるいは法人からの寄付について課税上有利になること、また、スポーツ振興くじ助成事業で助成金を受けることができるようになる利点もございます。

また、一般的に日本のNPO法人は資金源が少なく、活発な活動を行っている法人の多くは行政からの事業委託に依存していると言われております。その結果、行政の下請化が進みまして、自主性や自発性が、NPO法人の本来の特徴でありますこの自主性、自発性が失われておるといふうに現在指摘されております。町といたしましては、やはり、NPO法人の本来の目的であります自主的、自発的な団体として活動していただきたいというふうに思っております。町といたしましては、体育施設の使用、あるいは指導者の育成については、関係団体共々支援と協力をしていかなければならないと思っております。

それから、指定管理につきましては、現時点では指定管理する予定はございません。

その他につきましては、所管の課長から御説明させます。

○議長（守田幸則君） 生涯学習課長 村井伸行君。

〔生涯学習課長 村井伸行君 登壇〕

○生涯学習課長（村井伸行君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

まず、宝達志水スポーツクラブの本年度の活動は、子どもたちを対象といたしました26クラブ、3教室を開催、また、中高年から高齢者の健康づくりに16教室を開催いたし、延べ活動者は2月末現在で4万8,832名となっております。これ以外にも、スポーツイベントなどで町外からの参加を含めた事業に429名、町との共働による公民館出前講座・宝寿荘「健康生き生き教室」への指導者派遣などに1,200名弱の町民の方が参加をいただいております。

次に、補助金等の支援につきましては、平成22年度から平成26年度までの5カ年を期限とし、本年度までの4年間で507万4,000円、平成26年度におきましては252万3,000円を予定しております。

次に、宝達志水スポーツクラブに対して町民は如何なるものを求めているのかについてでございますが、町といたしましては、宝達志水スポーツクラブが会員である町民の方がより多く参加するように広報・広聴活動を行って、町民のニーズに沿った魅力あるプログラムの開発・提供をしていただくよう期待しております。

最後に、宝達志水スポーツクラブは町においてどのような役割を果たすべきと考えているかについてですが、町といたしましては、宝達志水スポーツクラブとの共働により、健康寿命を延ばすための福祉事業などの事業を計画をいたしております。

また、将来的には少子高齢化によるスポーツの指導者不足、ボランティアの確保も年々難しくなっていくことから、宝達志水スポーツクラブとともに指導者育成などについても協力して進めていくことが必要と考えております。

生涯学習課、以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下4点について一般質問を行います。

第1点目は、町民の立場に立った地方税徴収の在り方についてであります。

平成26年度の石川県の総務部の当初予算案に、宝達志水町も入る中能登総合事務所内に中能登地区地方税滞納整理機構を設置し、石川県と宝達志水町が共同して個人住民税などの滞納整理を行うことに対する不安感が、町民の低所得世帯の方々を不安にさせています。なぜなら、かつて石川県内で、法律で禁止されている財産を強引に差し押さえ、税の滞納を解決するという問題を起こしていることを町民の方々は知っているからであります。町民の顔と生活が見えない石川県行政が、町の職員と一緒に税金の滞納の解決に乗り出したというのですから、不安は当然であります。

さて、住民税の滞納は、一律10%になってから滞納者が激増しています。それは、国税である消費税や国民健康保険税の滞納と同じように、町民の負担能力を一切考慮しない設定になっていること、加えて、サラリーマン世帯には18年連続の賃金の引き下げ、高齢者の年金世帯では受給額の連続の引き下げなど、国の消費者庁が発表しているように平成11年、1999年をピークに可処分所得が減少していることであります。税金を払いたくても払えない状況が年々進行していることが税金滞納の背景にあることを、税を徴収する側が常に考慮しておかなければならないことだと考えますが、このことに関して如何お考えでしょうか。

また、平成24年に始まった石川県の地方税滞納整理機構による県職員と市町職員との一体となった町県民税の徴収体制で、問題は起こしていないのかどうかの報告を求めます。

次に、国税徴収法第153条や地方税法第15条の7には、滞納処分の執行停止規定を置い

ています。滞納処分の執行停止は地方団体の長の裁量に委ねられていると思われがちですが、これまでの裁判の判例にあるように、地方税法第15条の各号の要件を充足する事実があると認められるときには必ず、滞納処分の停止をしなければならないとしていることであります。例えば、銀行口座に振り込まれたのが給与であっても、地方税法第15条の7の第1項第2号の、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときには滞納処分の執行停止をしなければ不作為ともなるのです。その他にも、衣類や寝具、家具、農業・漁業に必要なもの、社会保険制度に基づく年金などは差し押さえができませんのですが、差し押さえの制約をどのように理解されておられるのかお聞かせください。

税の滞納の徴収をめぐるっては、現場を混乱させる判例が存在しています。1998年2月に出された「預金債権転化論」と言われる最高裁判決であります。年金等の受給権は受給権者の預金口座に振り込まれて預金債権に転化したときは差し押さえ禁止債権としての性格を失うと判断した判決であります。これが悪代官ならぬ全国で滞納者へのむごい仕打ちの問題を起こしている根拠となっている判例であります。この判例が余りにもひどいので、その後だんだんこの判例に従わない、判例と反するような判決が出ています。それが2013年に出了た鳥取地方裁判所での判例であり、2009年の前橋地裁の判例でもあります。税務課長にはその概要説明を求めます。

税の滞納問題を扱うときには、滞納している町民の実態と暮らしに寄り添って、法律に基づき解決する必要がありますが、町長の見解をこの問題で最後に求めます。

次に、昨年12月に公布され施行された、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づいた町の対応についてお聞きいたします。

この法律は3年前の3月11日の東日本大震災を教訓に作られたとされています。この震災で198人の消防団員が殉職されました。なぜ亡くなったのか、どうやって亡くなったのかを聞き取り、調べ、その教訓を綴った日本消防協会が発行している「消防団の闘い」という報告書があります。3.11の教訓に立って地域防災力を強化するために作られたのがこの法律という位置づけであります。

それでは、この法律の条項に基づいてお聞きします。

まず、この法律で消防団はどう規定されたのかお聞きします。

次に、少なくなっていく消防団員の加入の促進についてはどう具体化されるのか。また、この法律の10条に公務員の消防団員との兼務に関する特例が規定されました。これをどう具体化されるのか。また、11条、12条で規定されている事業者や大学の協力をどう取りつ

けていくのか。また、13条に規定されている消防団員の処遇の改善をどう図っていくのか。また、14条に規定されています消防団の装備の改善をどういう計画で行うかもお聞きしたい。

今年1月6日には、消防庁は26年ぶりに消防団の装備の基準を一新することを決めました。この基準は市町村の消防団の装備を整える際に目安とするものであります。新たな基準には、GPS機能つきタブレット端末やエンジンカッターや投光器などが備品として追加されました。そして、消防自動車も変わってきます。どのような計画でこれら装備の刷新を行うか教えてください。また、新しい法律に基づいた消防教育をどうされるのかもお聞かせください。

町長にこの問題では最後にお聞きしますが、これまでの災害と異質の災害である原子力災害にも消防団は対応しなければならないのかどうか、どう対応するのかもお聞きします。

3番目の一般質問ですが、学校教職員の労働実態と改善に向けた質問を行います。

平成18年に文部科学省は教員勤務実態調査を実施し、1カ月当たり45時間44分の時間外勤務と25時間30分の持ち帰り仕事の、計月々平均71時間14分の超過勤務を行っていることを明らかにしました。しかし、残念ながらその是正について文部科学省は、各教員が教育委員会に対しての報告書づくりを少し削減するようにとの対策に留まったことが、その後続く、今に続く教職員の方々の恒常的な長時間過密労働をより悪化させていったことは明らかであります。抜本的な教職員の定数増や、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる給特法というものですが、の改正などの対策が進まなかったことが今日の事態を招いています。こういう中で放置されておりましたが、こういう中で一昨年、平成24年に全日本教職員組合が、全国の教職員が置かれている勤務実態を社会的に明らかにしました。私は市町村議会でこの質問は馴染まないとの思いでこれまでは行わないでしたが、しかし、余りにも過酷な教職員の方々の労働実態のもと、学校で教育を受ける町内の子どもたちへの影響を憂慮し、かつ町内で働く教職員の方々の命と健康を守る立場で一般質問を行うことにしました。以下、この問題に関する7つの質問を行います。

まず第1は、最初にお話しした文部科学省の調査の結果と対応策についてはどうかという質問であります。

第2は、文部科学省が実施した6年後に全日本教職員組合が実施した勤務実態調査は、文部科学省が実施したときの実態より悪化しているという認識はお持ちかどうかというこ

とです。

第3、第4の質問になりますが、月に45時間の時間外の労働時間が1カ月から半年超えると過労死との関連性が強まると厚生労働省が報告していると思います。そして、1カ月に100時間の時間外労働をしている方に至っては、その月だけで過労死の危険が強まる、こう平成13年に改正された厚生省の過労死認定基準が言っていますが、如何でしょうか。それに加えて、教職員の方々の過労死にとって危険なのが、仕事に対するモチベーションの高さであります。こんな勤務実態にもかかわらず、「仕事にやりがいがある」と答えた方が8割を超えていることであります。本来ならいいことであるんですが、状況が変わればこのモチベーションの高さは違うものに転化します。恒常的な長時間労働とモチベーションの高さという矛盾が同居するときは、過労死の崖っ縁にいる状況だと言われております。教職員の方々のモチベーションの高さと過労死の危険について調べられたことをお答えください。

次に、第5の質問ですが、時間外勤務労働の改善に向けての検討を行っていきたいのですが、学級規模との関係はどうなっているかお答えください。

第6の質問です。宝達志水町の教職員の方々の勤務実態を把握されているかどうか、そして、時間外労働時間を減らすために教職員の方々がどのような主張をされておられるか、時間外勤務時間と学級規模との関係ではどうなっているのかをお聞きします。

この問題の最後に教育長にお聞きします。

子どもたちと触れ合い、その成長に仕事のやりがいを感じておられる一人一人の教職員を支えるためには、過剰な報告書などを削ったり、もっと子どもたちと触れ合う時間を保証することが大事だと思っています。それが親も望む教育へ携わる方々への願いです。今のままでは子どものいじめがあっても気づかないような体制になっている、こう言われています。会議や調査や報告書づくりや指定研究を軽減すること、教職員評価制度で管理するのでなく教職員相互の支え合いが発揮されるような共同の学校づくりを進めること、公務員の総人件費抑制政策を転換して教職員を増やすこと、教職員には時間外勤務手当を支給しないという、先ほどお話しした給特法をやめて、時間外勤務に対する手当を正しく支給することが大事です。文科省や県の教育委員会に教職員の勤務実態改善に向けての進言、ぜひ教育長にはしていただきたいのですが、如何でしょうか。

最後の質問は、押水図書館の存続、町民から多く最近出ている存続要望についてであります。

この要望は町長には届いているでしょうか。公共施設の統廃合は、宝達志水町行財政改革大綱によれば、「町民への情報提供と住民合意を形成する」とのスタンスを示しています。恐らくこのスタンスが、例えば宝達保育所などに示され、本来なら相見保育所に統合となっていたのに継続して宝達保育所が存在していること、このことを高く評価するものであります。このスタンスは押水図書館には採用されないのでしょうか。押水図書館をなくすことは町民全体の利害にかかわることだと思いますが、町長は如何お考えですか。そうであるならば、住民投票条例の発動を求めます。

以上。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、税の徴収についてでございます。

税の徴収につきましては、公平・公正な税の負担を町民に求める必要性があることから、納期を過ぎた滞納につきましては、規定の事務処理を行いながら、それでも納付のない滞納者については滞納処分を実施しております。

滞納処分を行うにあたりましては、本人の収入状況、家族構成等を十分に調査しまして、連絡をとって滞納原因を確認した上で実施をしておりますし、また、納める意思があるにもかかわらず納期限までに納付できない事情がある場合には、分割納付などをしてもらって処置しているところでございます。

次に、消防団にどういう役割を求めるのかとの御質問でございますが、近年、局地的な豪雨、豪雪あるいは台風などによる災害が各地で頻発し、住民の生命、財産を守る地域防災力の重要性が増大しているところでございます。こうした中、地域防災力の充実強化のため、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な組織が適切に役割分担しながら相互に連携、協力して取り組むことが重要であるとの基本的な認識のもとで、地域の実情を熟知した、災害に対した場合に即時に対応することができる消防団が、その中核的な役割の一端を担うものと考えているところであります。

なお、石川県原子力防災訓練においては、消防団の訓練として住民への避難誘導訓練、避難救出訓練、広報訓練、それから避難確認等を実施しておりまして、有事の際はその対応にあたることといたしております。

次に、押水図書館の存続の願いが日増しに増しておると、住民投票を行ってその意向を

調べるべきではないかとの御質問でございます。

これにつきましては、平成19年11月、宝達志水町公共施設等統廃合検討委員会の答申を受けまして策定いたしました宝達志水町公共施設統廃合推進計画では、無駄を省き、効率的な施設の廃止・運営を行うべく、重複・類似施設の統廃合を積極的に実施することといたしております。

押水図書館については、平成20年度から本の貸し出しのみとして効率的な図書館運営をすることとしております。この件につきましては、平成21年6月議会で資料をお示ししまして、御了解を得ているところでございます。

なお、押水図書館の利用状況でございますけれども、貸し出し冊数は平成19年度の7万8,711冊をピークに減少を続けております。平成24年度は5万7,168冊と37.7%減少しております。また、利用者数は平成19年度の1万8,882人をピークに、平成24年度は1万1,890人と58.8%減少しています。

以上のような経緯と状況でありますので、今後も引き続き同種施設の統廃合を進めまして、町の財政健全化に向けた取り組みを継続する方針には変わりませんので、御了解を願いたいと思っております。

その他につきましては、教育長、各所管課長に説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（守田幸則君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 小島議員の御質問にお答えします。

文部科学省と県教育委員会に、全日本教職員組合の提案を踏まえた改善の進言についての御質問ですが、文部科学省においても、教員の勤務負担軽減等に係る取り組みの実践研究を全国のモデル校において実践してきております。その中で、ICTの機器の活用や打ち合わせ時間の短縮、あるいは教職員の意識調査・分析、校内研修の効率化、部活動時間の見直しなどに取り組んでいる報告がなされております。このように国において改善に向けた取り組みを実施していることから、その動向について注視していきたいというふうに考えております。

○議長（守田幸則君） 税務課長 村井康志君。

〔税務課長 村井康志君 登壇〕

○税務課長（村井康志君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、石川県による地方税滞納整理機構における問題点については、特にないと聞いています。

次に、地方税滞納整理機構ができた背景ですが、三位一体改革で国から地方への税源移譲により、地方税の確実な徴収が一段と重要になってきていることから、徴収体制の強化を図ろうとするものであります。税業務に精通した職員の確保には限界があることから、県・市町一体でマンパワーを集約し、共同で滞納整理を行うこととするものであり、これにより市町職員の徴収技術の向上にもつながるものと考えております。

次に、税の滞納者のわずかな預金の差し押さえについてですが、特に差し押さえ禁止部分の規定はないと考えています。滞納者の納付状況によっては少額の差し押さえを実施する場合もありますが、滞納者の収入状況、家族構成などを調査した上で、慎重に実施しています。

次に、生活に欠かせない預金の差し押さえ裁判判例についてであります。1998年2月10日最高裁判例では、差し押さえを禁止された債権であっても、これらの差し押さえ禁止債権が受給者の預金口座に振り込まれ預金債権となると、債務者の一般財源として債権者による差し押さえが原則として可能としております。次に、2009年前橋地裁の事例は、町による差し押さえできない給料が振り込まれた口座への全額差し押さえに対しての処分取り消しなどの請求ですが、請求棄却となり東京高裁へ控訴しましたが、町が納税者の生活実態を尊重することとし、解決金の支払いで和解したものです。次に、2013年鳥取地裁の事例は、県による差し押さえできない児童手当を振り込まれた口座の差し押さえに対して処分取り消しなどの請求ですが、児童手当との認識が争点となりました。判決は、「児童手当法の精神から裁量逸脱であり、違法と解するのが相当」とし、県の処分を取り消したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 越野好則君。

〔環境安全課長 越野好則君 登壇〕

○環境安全課長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えします。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として平成25年12月13日に公布され、一部規定を除き同日付で施行されております。この法律においては、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存

在である」と規定されております。

次に、消防団の加入促進については、喫緊の課題であります。その中で、公務員の消防団員との兼務に関する特例も法律に設けられているところであります。本町の消防団には現在36名の役場職員が加入しております。一般職の職員が消防団員を兼ねる場合における報酬等の取り扱いについては、近年の消防団活動の実態を踏まえると、職員の消防団員としての活動は基本的に勤務時間外に行われることが想定されるため、消防団員としての報酬も年間支給等の定額払いとされ、その額も重複支給が問題とならない極めて限定された額である場合においては、一般職の職員としての給与を減額することなく、消防団員としての報酬を支給することも差し支えないという考え方が明確化しております。

次に、事業所の協力についてであります。当町の消防団員は、自営業の団員より被雇用者の団員の占める割合が年々増加しております。円滑な消防団活動を行う上では、事業所の消防団活動に対する理解と協力が不可欠であります。町といたしましては、事業所での防火意識の高揚や、防災活動へ積極的に参加しやすい環境づくりに取り組んでいかなければならないと考えているところであります。また当町では、地域の消防防災力の充実、強化等の一層の推進を図る「消防団協力事業所表示制度」を導入しており、消防団に積極的に協力している7つの事業所等を認定して、消防団協力事業所表示証を交付しております。

次に、大学等の協力であります。全国の大学生の消防団員数は2,300人を超え、年々増加傾向にあります。本町における大学生の消防団員はおりません。大学生の団員不足もあり、消防団加入について今後も検討してまいります。

次に、消防団員の処遇の改善についてであります。地方公共団体の非常勤特別職である消防団員には、地方自治法上、報酬を支払わなければならないと規定されております。報酬及び出勤手当につきましては、消防組織法により町の条例で定められており、条例の規定どおり支給していきたいと考えております。

次に、装備の改善についてであります。消防庁は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布・施行されたことを受け、消防団の装備の基準等を一部改正しております。装備基準の主な改正内容は、消防団員の安全確保のため救助用半長靴や救命胴衣など装備を充実すること、携帯用無線機やトランシーバーなど双方向の情報が伝達可能な装備を充実すること。チェーンソーや油圧ジャッキなど救助活動用資機材を充実すること。その他、林野火災用具器具や積雪寒冷地用器具等、装備について具体例を明示しております。現在、この法律関係の財政支援措置につきましては交付税算入としか案内がなく、

町の単独で整備するには莫大な費用が発生すると見込まれます。今後、国の財政支援等の動向や郡市内の状況を見ながら、団員の安全確保のための装備を主として、徐々に整備していきたいと考えております。

次に、教育訓練の改善についてであります。地域防災力の中核となる消防団は様々な役割を期待されており、そのためには全国で統一された標準的な訓練基準に基づき、教育訓練を実施する必要があります。現在、国では装備の充実・訓練の内容の標準化という観点から、消防団の教育訓練の基準について検討しているところであります。町といたしましては、国の基準に基づき、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 小島議員の質問にお答えをいたします。

2006年に行った勤務実態調査における時間外勤務をどのように把握したのか、また、その改善策についての御質問であります。文部科学省では全国の小中学校でそれぞれ1カ月の調査を180校、6カ月行い、各々1,080校ずつの抽出いたしております。対象となりました学校は、校長以下全教職員が実態調査の調査をしたものでございます。また、改善策については、議員御指摘のとおり、調査報告書の削減などを求めるに留まっております。

次に、全日本教職員組合が2012年に実施した勤務実態調査は、2006年の文部科学省が行った勤務実態調査より悪化しているのではないかとということでございますが、小中学校において、2012年調査におきましては、時間外勤務が増加傾向にあると分析をいたしております。

次に、長時間過密労働にあってもモチベーションが高い結果となったことについての御質問であります。教員が行う仕事が増えてきているが、教員の仕事はやりがいがあると答えた先生は8割を超える結果となっております。このことは、仕事に対し先生方が真摯に取り組んでいただいておりますと、このように伺うことができます。

次に、厚生労働省が言う「過労死ライン」の1カ月の時間外勤務時間についての御質問でございます。厚生労働省では、1カ月の時間外勤務時間が45時間以上は要注意、80時間以上が危険水域としております。

次に、時間外勤務時間と学級規模の関係についての御質問でございます。一般的に学級

規模が少人数であれば時間外勤務も少ないと分析をいたしております。

次に、本町の小中学校の教職員の勤務実態の把握及び時間外勤務時間と学級規模の関連性についての御質問でございます。教職員の勤務状況につきましては、学校長が把握をいたしております。また、教育委員会につきましても、校長から概要報告を受けているところでございます。また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）のための研修も一部の学校で実施をいたしております。今後、このワークライフバランスの研修につきましては町内の学校において取り組んでいただいて、研修を積み重ねてまいりたいと、このように考えております。

次に、時間外勤務と学級規模の関連性につきましては、先ほど答弁したとおりであります。時間外で残っている先生については、若い先生が残っている傾向が強い傾向が出ております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問させていただきます。

まず、地方税徴収の在り方なんですけれども、町長にお聞きしたいんですけれども、私、これまでの町の徴収方法がけしからんと言っているわけじゃないんです。今度新しく、町民の顔が見えない、生活が見えない県の職員と一緒にやるものですから、問題を起こしているところが全国でもあるんですから、それを心配して言わせていただいたんです。ですから、これまでどおり町のやり方を主流にしてやっていくという言葉をぜひいただきたいなと思ひまして質問いたしました。そうなのかどうかというのをお聞きします。

それと、再質問の2番目は、消防団の件なんです。これまでと異質の災害である原子力災害時に消防団はどういう役割を求めるかということで、町長が言われた、これまでどおり避難誘導とか、放射能がだつと風で飛んできて、これまでどおりやっていくと今言われましたけれども、実は消防組織法でもそうなおるんです。町長が言われた答弁のとおりなんです。ですから、であるからこそ、消防団は今の格好で、異質な災害ですから、放射能が来ても今の格好で、消防団の服装で済ませられない問題だと思うんです。そういう意味では、その充実を一刻も早く、さっき安全課長のほうから交付税措置はしたとは言われているけれどもまだまだ十分にはされていない、交付税を見てみたらわかりますよね、一挙にはそうっていないというのはそうですけれども、ぜひそれを一刻も早く、あらゆ

る災害に対応できるような、わざわざこういう法律ができたもんですから、要望も検討してやっていていただけたらなというような思いなので、町長の決意をちょっと求めたいと思います。

それと、3番目は図書館の問題です。平成19年の7万8,711冊、貸し出し数ね、これをピークにして今はぐっと3分の2になってしまっているというふうなことを言われたんですけれども、実は平成19年度の図書館購入費というのは何百万円もあったんです。四、五百万円ありました。ところが、今は2つの図書館で100万円でしょう。ですから、図書に対しての、図書館の魅力を、その図書数の少なさで、購入の量の少なさで半減どころかそれこそ3分の2、3分の1にさせている状況もあるんです。ですから、単純に図書館を魅力がなくなったということではなくて、そんな中でも5万何千冊という本を借りておられる、平成19年のときにはすごい、文部科学省から褒められるような貸し出す数やということで褒められていますけれども、そのときと違う状況というのはぜひ認めていただきたいなという思いがあるんです。そのもとで、先ほど町長が言われた行財政改革の指針の中で、どうしてもやっぱり町民の利益にかかわることやったら、やっぱりこれは住民の理解を得ていく、一部の委員会とかそういうことで、委員会といいますか、決まったからもうあとは知らないということではなくて、やはりそこは理解を得ていく努力をする必要があるなと思うているんです。もしそれがあってもやっぱり町民のほうで残してほしい、押水図書館残してほしいという要望があれば、私は、ほなら住民に聞こうかということで、住民投票条例、町長しか発動する人がいないんです。議会が何人そろってもそれをやれということ言うことができないもんですから、ぜひそれをお願いしたいということなんです。如何ですか。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、税の徴収方法でございますけれども、確かに機構でやれば、やはりメリット、デメリットもございます。そういうことで、町のやり方のいいところは十分取り入れてまいりたいというふうに思っております。

それから、消防団員の安全確保、装備についてでございますけれども、これはやはり何をおきましてやはり財源を伴うものでございますので、これはできるだけ早くやりたいとは思っておりますけれども、これは県・国なんかの御支援をいただければならないわけ

でございますので、またその辺は県とも協議しながら、できるだけ早い機会に充実してまいりたいというふうに思っております。

それから、図書館でございますけれども、確かに、今ほど小島議員御指摘のとおり、そういう面もあるかと思えます。ただ、やはり本離れが進んでおるといこともございます。いろいろ条件があろうかと思えますけれども、できるだけ町といたしましては、やはり効率的な施設の運営をやりたいということの方針がもう決められておりますので、できるだけ、図書館そのものは充実しなきゃなりませんけれども、両方でやるよりも1カ所でやったほうが効率もいいですし、それから、移動図書もこれは確かに伸びております。そっちのほうの利用率が高いということもありますので、その辺も含めまして、更なる検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第4号から報告第2号までの議案28件、報告2件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第4号から報告第2号までは、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月6日から3月12日までの7日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月6日から3月12日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月13日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後12時04分散会

平成26年 3 月 13 日（木曜日）

◎出席議員

1 番	杉 本 久実男	9 番	守 田 幸 則
2 番	寶 達 典 久	10 番	北 本 俊 一
4 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
5 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
8 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

3 番 久 保 喜 六

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 岡 田 正 人
主 任 燕 啓 介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	中 谷 浩 之
教 育 長	勝 二 信 隆
総 務 課 長	米 谷 勇 喜
財 政 課 長	松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長	松 原 富美男
住 民 課 長	村 井 一 隆
税 務 課 長	村 井 康 志
環 境 安 全 課 長	越 野 好 則
保 健 予 防 課 長	中 村 努
産 業 振 興 課 長	近 岡 和 良

ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地 域 整 備 課 長	谷 川 弘 一
学 校 教 育 課 長	田 村 淳 一
生 涯 学 習 課 長	村 井 伸 行
会 計 課 長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決

(追加日程)

- 日程第 1 発議第 2 号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 2 議案に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決
- 日程第 5 各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、3月5日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 北本俊一君。

〔病院運営特別委員長 北本俊一君 登壇〕

○病院運営特別委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月10日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「患者数の増減」や「産業医などの医師等派遣収入」、「公営企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書」など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「町民に親しまれ、地域に求められる魅力ある病院づくりを目指し、患者数増につながるよう経営努力されたい」との意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、教育厚生常任委員長 柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る３月７日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「小・中学校コンピューター教育事業」や「放課後児童クラブ運営事業」、「宝達中学校開校準備事業」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案９件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、

１、福祉事業や予防事業など町民生活に関連する助成金や補助金等の事業は、一人でも多くの方が利用できるよう、周知徹底を図られたい。

２、町の活性化を図るため、子育て支援等の事業には全力で取り組まれたいとの意見が出されました。

その後、耐震補強整備工事が完了した押水総合体育館、建設中の宝達中学校、押水児童クラブを現地視察し、散会いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長 土上 猛君。

〔総務産業建設常任委員長 土上 猛君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（土上 猛君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る３月11日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「新交通政策事業」や「ケーブルテレビ事業における業務委託料」などに関する多くの質疑があり、活発な審議が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案17件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、

1、課制条例の改正により、職員配置に当たっては、適材適所を考慮した人材の配置に努められたい。

2、予算の執行に当たっては、速やかに対応されたいとの意見が出されました。

その後、敷浪駅前公衆用トイレ、町消防団第3分団車庫及び防災多目的広場、町道今浜12号線側溝改良、県営ほ場整備事業今浜第2地区を現地視察し、散会しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案中、平成26年度予算案のうち議案第12号の平成26年度志雄病院事業会計予算案以外には反対し、討論を行います。また、平成25年度補正予算案のうち、直営診療所

特別会計予算案以外に賛成し、討論を行います。また、議案第31号の町道認定については反対いたします。

まず、議案第1号 平成26年度一般会計予算案についてであります。障害を持つ方の医療費の助成制度が3級の方で半額助成から全額助成へととなったことや、高齢者の方々の命を肺炎から守る肺炎球菌ワクチンの助成が予算計上されました。評価するものであります。

しかし、一方、一般質問でも指摘しましたが、勤労者世帯の可処分所得、自由に消費できるお金ですが下がり続けています。

こういう状況で町のすることは、第1に、町民の懐が暖まる政治を思い切って行うことです。何度も指摘していますが、地域経済活性化で市町村行政ができる唯一と言っていい施策であろうと思っています。住宅リフォーム助成制度を実施することです。そのノウハウや地域経済に及ぼす成果については、お隣の津幡町で検証済みであります。町の決算で実質収支の大きなプラスが続いている今こそ行うべきであり、町民が潤って、その次に町の財政を潤すという町政の方向に舵を切りかえるべきであります。

住宅リフォームというのは、リフォーム助成という建設施策を突破口にという提案を私はしていますが、一方、町民からは、この問題で一部異議も唱えられています。それは昨年、議会で議会改革として4名の議員の反対があっても可決された改革の在り方にかかわることでもあります。これまでは、要約すると、議員が勤務し、影響力を持つ建設土木の会社が町発注の公共事業を下請けも含めて行ってはいけないという議会内の申し合わせ規定がありました。合併したときに、町民の信任を得るためにとの理由で、30人の議員で取り決めた規定であります。

ところが、昨年、議会改革の名でこの規定を外したため、町民からは疑問と不安と憤りが示されています。住民の意思に配慮した予算執行を求めるものであります。

第2に、今、町が行うべきことは、可処分所得が減り続けているからこそ、町民の文化的要求を大切に、理性ある町政を築く施策を行うことであります。

町長は、図書館利用人数や貸し出しの書籍の数が減り続けていることを理由に、押水図書館の廃止の方向性を打ち出されました。一方、検討課題とも述べられました。図書館の利用人数と貸し出し書籍数の減少は、一般質問でも指摘しましたが、図書購入費の減少が大きな原因の一つであります。購入費は、2町時代の約10分の1に減りました。以前には、利用者数が多いとの文部科学省の評価もいただいたところでもあります。しかも、少なくなった図書館予算の中でも、図書館の読書推進員の方々の努力で、また近々、文部科学省の

大きな評価を得る予定の活動がされていると聞いています。

町長が第1期目に呼びかけておられた協働のまちづくりそのものが図書館活動の中で行われているんです。そして、押水図書館の2階は、芸術作品を展示するには最も適した近隣にない施設であります。そこでは、町内在住の、また町内出身の多くの芸術家の方々の作品が、ボランティアの方々の多大な努力で年間何度も展示され、私たち町民を楽しませてくれています。また、町在住の、そして町出身の音楽家の方々もたくさん活躍されています。

こうして見てくると、宝達志水町は歴史的に芸術家が育っていく文化の町なのではないでしょうか。その方々を生み出してきた背景には、図書館の存在と、図書館活動が大きな貢献をしてきたことは疑いようがありません。全国的にも活躍されている町出身の芸術家の方々が、この押水図書館での作品展示後、押水図書館の存続を願っているとのコメントをすべての方が寄せてくれていることからも明らかであります。この図書館を廃止することは、旧押水町の歴史を、そして宝達志水町の歴史と文化を大事にしようとする道につながります。それでも、どうしても何年も再建できない財政を理由に廃止しようと思われるなら、町民投票条例を発動させてはいかがでしょう。

地方自治の主人公は住民です。宝達志水町の歴史と文化に大きく貢献し、これからも貢献し続ける押水図書館と図書館活動を縮小する道に道理はありません。

また、予算案で消防自動車購入の1台分の予算がつかしました。いいことですが、まだ償却期間が過ぎて、消防自動車との機能の不具合が生じるときがあると言われている消防自動車があと1台あります。一刻も早く、平成26年度で更新できるように求めるものであります。

また、志雄病院の新規看護師の採用に向けて、看護系学校入学者への助成制度が宝達高校卒業者だけとなっています。宝達高校支援は非常にいいことですが、これは看護師求人に大きな障害を招いています。新規で志雄病院で働いてくれる看護師を増やすため、支援制度は、志雄病院で働く意思のあるすべての看護系学校へ行く方とすること。そして、宝達高校支援と看護系学生支援を別々に扱うことを提案し、予算の増額も求めます。

次に、平成26年度国民健康保険特別会計予算案についてですが、国民健康保険は低所得の方々が多く加入されている福祉の制度であると規定されたものであります。この規定に基づいた町独自の保険税の減額の工夫がありません。保険税が高い一番の原因は、国がこの制度の予算を削減してきたからであります。町も福祉の制度であるという立場で保険税を実態にあわせて改善させていく必要があります。

後期高齢者医療制度ですが、他の保険制度加入者と比較すれば、確かに一部負担金は低

いのですが、それでも入院すると、高齢者の方々にとっては安心して入院し続けることは難しいものです。しかも、差別的な医療制度になっています。

介護保険制度では、一般質問でも取り上げましたが、住民税非課税の方々と課税者との年金額の境である148万円をわずかに超えた方々との保険料の大きな隔たりの調整ができていません。

平成26年度ケーブル事業特別会計予算案についてですが、これまで無線テレビを見ていた方で、ケーブルテレビを見たくても、経済的に見るができなくなった方々への助成制度を作る必要があります。これは防災計画の充実にもつながるものであります。

また、金沢ケーブルテレビネットとの高い業務委託料を見直す必要があります。そのために、金沢ケーブルテレビだけ、1者の随意契約制度を見直すことを提案するものであります。

平成26年度水道事業及び下水道事業会計についてであります。石川県に働きかけて、県水の責任水量と県水の単価の引き下げを求めるため、町民生活の実態を含めて町が告発する必要があります。昨年度も指摘しましたが、宝達志水町では、毎日風呂に入って、毎日洗濯することは、高い水道料のため、贅沢なことになってしまっています。改善のための努力を求めるものであります。

議案第17号の平成25年度の直営診療所の補正予算案についてですが、超音波での検査のための医療機器の購入を取りやめることは、直営診療所の存立目的に反します。よって、反対します。

最後に、議案第31号の町道路線の変更についてですが、南吉田町民との同意ができていない説明がされたと判断し、反対します。

以上。

○議長（守田幸則君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第4号 平成26年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第5号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から議案第8号 平成26年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算までの議案4件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第5号から議案第8号までの議案4件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第5号から議案第8号までの議案4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第9号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第11号 平成26年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第9号から議案第11号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第9号から議案第11号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第12号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第13号 平成25年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第14号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第16号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第14号から議案第16号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第16号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第17号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第18号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）から議案第21号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第18号から議案第21号までの議案4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第21号までの議案4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第22号 宝達志水町子ども・子育て会議条例についてから議案第24号 宝達志水町防災多目的広場条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第22号から議案第24号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第25号 宝達志水町生活安全条例の一部を改正する条例についてから議案第27号 宝達志水町課制条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第25号から議案第27号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第27号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第28号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について及び議案第29号 石川県市町議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第28号及び議案第29号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第28号及び議案第29号の議案2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第30号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第31号 町道路線の認定についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第11号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）及び報告第2号 専決処分の報告について、専決第1号 専決処分書（損害賠償の額を定め和解することについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。ただいま議員提出案件1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、この際これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） それでは、追加日程第1 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番 林 一郎君。

〔8番 林 一郎君 登壇〕

○8番（林 一郎君） 提案理由の説明。

発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

宝達志水町課制条例の改正に伴い、総務産業建設常任委員会の所管において、企画振興課を追加し、環境安全課を削除し、産業振興課を農林水産課に名称を改めます。

また、教育厚生常任委員会の所管において、保健予防課を削除するものであります。

議員各位におきましては、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（守田幸則君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） 議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 實 達 典 久

署名議員 杉 本 久実男